

NO.		カテゴリー	タイトル	内 容
1	1	全般	民間事業者との対話	背面調査、AML、カジノ免許に限らず、カジノ管理委員会が関与する点は事業の根幹にかかわる部分があり、世界に誇れるIRを日本に作るためには、規制面についても民間の創意工夫を活かす必要があります。シンガポールのカジノ規制も当局と事業者が健全な形で意見交換を重ねて歩調を合わせる形で規制を整備していき、事業性と健全なカジノのための規制を両立させていきました。民間の意見を広く聴取した上でそういった対応をご検討願います。
2	1	全般	民間事業者との対話・意思疎通	シンガポールの成功例に倣い、カジノ管理委員会は民間企業との積極的な対話・意思疎通を図ることが不可欠です（事業運営と慣行の理解、フレームワークの実行可能性の確認）
3	1	全般	民間事業者との対話	カジノは日本で初めての業種であり、規則の策定に留まらず、制度策定・運用にあたっては、民間の意見を広く聴取した上で対応のご検討を賜りたい。
4	1	全般	民間事業者との対話	カジノ管理委員会規則に定める内容は、諸外国での取扱いを踏まえ国際標準となっているか、また、実務・運営面での実現性が担保されているか等について、民間事業者（特に、カジノ事業に知見のある既存オペレーター）の視点から確認することが必要不可欠である。従って、カジノ管理委員会規則の詳細を固める前に、各自治体や民間事業者との意見交換を行う必要があり、早急に、想定している規定の方向性・枠組みを示した上で、意見交換の場を設定いただきたい。
5	1	全般	内外専門家（弁護士およびコンサルタント）の意見取り入れ	民間事業者との意思疎通や対話が満たされない場合には、シンガポールまたは他の管轄区域等で実際にこのプロセスを行った人達からの意見を取り入れるべきです。日本と自民党/公明党の目標として世界クラスのIRを実現するためには、実用的で運用上実行可能な制度や規制の仕組みが必要です。
6	1	全般	法律および規制の解釈の余地（例：政令、技術的決定事項など）	ネバダ州や他のゲーム管轄区域と同様に、何が機能し、何が機能しないかの試行錯誤のプロセスを通じて理解されるように、規制の内容の解釈の幅・余地が大きければ大きいほど望ましいといえます。良い例はシンガポールカジノ管理法の「#4契約-事前承認」の項目で、シンガポールでは、カジノ規制機構（CRA）が民間事業者と協力し、この規定を修正しました。
7	1	全般	解釈運用基準	規則の解釈に相違が生じる余地がある場合には、風営法のように解釈運用基準を設けるべきと考えます。
8	1	全般	人的リソース	カジノ管理委員会は組織内外を問わず、必要な人的リソースを確保し、民間事業者が開発のタイムラインを決定できるように免許・認可や規制を的確、タイムリーに、かつオープンに取り決める必要があります。
9	2	カジノ行為の実施関係	カジノ行為として認められるゲーム種・ルール等設定方法	カジノ行為として認められるゲームの種類及び方法等は採用の判断基準と方法のみを定め、具体的詳細は民間事業者の意見/提案を反映して定めることを要望。許容されるゲームの概要及び種類、ゲームのルールは事業者提案を審査し、認可することが好ましいのではないのでしょうか。これにより、新たなゲーム種の検討・導入の可能性が広がります。顧客同志のかけ事となるポーカートーナメント、あるいは多様なゲーム関連イベントの開催等は個別申請により認可されるのか否か、どちらでしょうか。
10	2	カジノ行為の実施関係	カジノ行為の種類	平成29年7月31日付「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ」によると、依存症予防等の観点からカジノ事業において実施を認めるカジノ行為は、カジノ施設内で実施されるものに限定されるべきであり、カジノ施設外から参加できるオンラインゲームは不可とありますが、カジノ施設内に設置されたモバイル端末やカジノ施設内でしか稼働しないアプリ等を利用することによりカジノ施設内のみで実施することができるオンラインゲームについては、カジノ行為として認められる可能性はありますが、また否定する場合の根拠とは何でしょうか？
11	2	カジノ行為の実施関係	カジノ行為の種類	テキサスホールデンポーカーは、世界レベルで認められているカジノゲームの一種ですが、単純な顧客同志の賭け事ではなく、スキルとチャンスを含むゲームで、専らカジノではトーナメント競技として認められています。事業者がカジノ行為の実施を管理し公正性を確保することができることを前提に顧客同志の賭け事となるポーカーをカジノ行為として認めて頂くと同時に、ポーカートーナメントについてもゲームのルールや運営の在り方に公正性が確保される場合には、カジノ行為として認めて頂きたく存じます。
12	2	カジノ行為の実施関係	カジノ行為の種類	ポーカートーナメントをカジノ内だけでなくカジノ外で開催できるようにして大規模イベントとして誘致できるようにすることもご検討ください。
13	2	カジノ行為の実施関係	カジノ行為の種類	法第2条第7項において「海外において行われているこれに相当する行為の実施の状況を勘案して、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼を確保し、およびその理解を得る観点から我が国においても行われることが社会通念上相当と認められるものとしてその種類および方法をカジノ管理委員会規則で定めるものをいう。」と規定されています。 1. シンガポールやラスベガスなど諸外国で安全かつ健全に行われているゲーム種（例えば、テキサスホールデン顧客間ポーカー、ポーカートーナメント、プログレッシブゲーム等）は広く認めることをご検討ください。 2. 「カジノ行為」の範囲（種類および方法）について、新規に導入するカジノ行為の許容範囲が狭い場合、諸外国のカジノ施設との顧客獲得競争に負けてしまうこととなります。カジノ行為は、代表的なゲームを派生させて、新たに生まれるものもあつたり、ハウス毎にローカルルール等を取り決めたりすることもあり、同じではありません。ゲーム種の選定と判断はそのルールと共に、原則民間事業者の提案を審査、評価し許容されること、かつ将来的にも新規提案も同じ方法にて柔軟に認められるべきことをご検討ください。 3. 日本におけるIRは、「日本の伝統、文化、芸術等を活かした魅力的なコンテンツを提供」するものとの整合からも、日本において新しい種類・方法のカジノ行為の試行・開発も可能とする方策も認める等の方針が明確にされることを検討願います。
14	2	カジノ行為の実施関係	カジノ行為の種類	カジノ管理委員会によって許可されるゲームは、国際標準である必要があります。 ネバダ、シンガポール、マカオなどのゲーム規制当局によって一般的に提供および承認されているゲームは、ゲームビジネスの実行可能性を確保するために許可されるべきです。IR推進会議で美原委員が述べたように技術の進歩と新しいゲームの開発を考慮することは非常に重要です。技術の進歩を考慮することが必要であり、新しいゲームを導入することに対しては柔軟であるべきです。
15	2	カジノ行為の実施関係	カジノ行為の種類	ゲームの種類や遊び方は時代と共に発展しています。米国ではスキルベースのゲームですら導入されています。日本政府は、IRが2020年から2030年までの後半に実現すると述べていますが、世界のゲーム市場は今後更に発展するでしょうし、この分野ではより柔軟な規制の枠組みを制定する必要があります。
16	2	カジノ行為の実施関係	カジノ行為の種類	「カジノ行為」（IR整備法第2条7項）の要件として「偶然の事情により金銭の得喪を争う行為」とありますがカジノ行為の種類（ゲーム種）を定める判断基準を明らかにすべきです。プレイヤーの技術介入要素が一要素を占め、かつ「偶然の事情」により勝敗が決まる場合、カジノ行為の要件を満たすと判断することは問題ないでしょうか。
17	2	カジノ行為の実施関係	カジノ行為の種類	新たにゲームを開発して導入の提案をしたい場合、どのようなプロセスを経る必要があるのかを明確にして頂きたい。
18	2	カジノ行為の実施関係	カジノ行為の種類	許可の対象とするこの顧客相互間での行為とは、カジノ事業者が賭けの当事者とならない遊戯（ポーカーやトーナメント等）を指すのであって、顧客間のサイドベットは対象外である旨を同委員会の規則に明記すべきである（サイドベットはカジノ事業にとって有害となる恐れがあるため）。
19	2	カジノ行為の実施関係	ローリングプログラム	アジアにおいて広く行われているローリングプログラム（顧客との明示的な契約関係により、一定の場所のみでローリングチップと呼ばれる特殊チップを用い、顧客の賭け金総額を捕捉し、この総額に対し、一定のキャッシュバックをカジノ施設側が提供することを前提に顧客を遊ばせるプログラム）の運用が可能でしょうか。観光及び地域経済の振興に寄与する観点から、国際標準的な運用、高い自由度が望まれます。
20	2	カジノ行為の実施関係	ローリングプログラム	ローリングチップの許可はビジネスに必要であり、主要なゲーム管轄区域での一般的なビジネス慣行です。 日本政府がジャンケット事業を除外しているため、海外からのゲスト（特にVIP）が日本に遊びに来るよう誘導するシステムを許可する必要があります。
21	2	カジノ行為の実施関係	カジノ行為区画内関連業務関係	設備を設けて飲食物の提供をする業務における設備とは、飲食をするに必要な座席などを示していると解釈しております。すなわち、カジノ行為区画外で調理された飲食物をカジノ行為区画内に運び込んで顧客に提供することも、飲食の為の設備が設けられていれば可能と考えますがどうでしょうか。
22	2	カジノ行為の実施関係	カジノ行為区画内関連業務関係	カジノ行為区画内関連業務に関するカジノ管理委員会の承認に必要な事項については、歌謡ショーの委託先や対象スペースなどの関連業務が特定出来る項目のみ示せば良いと考えています。飲食物の提供のための客席数、飲食物のメニュー、歌謡ショーの歌手等、日常的な変更が想定される事項は規制の対象にすべきではないと考えています。また、承認の対象となる項目も、一端承認を受けた事項の変更についても同様です。
23	3	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ施設の構造	カジノ施設の各フロアが上下階に分かれていても、カジノ施設内に設置されたカジノ利用者専用エレベーター等で各フロアを接続して、一体的な運営を行うことであれば、1つのカジノ施設であると認識し、制度上の障害とはならないことを確認願います。
24	3	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ施設の構造	VIPゲーミングエリアには入場ゲートや経路など柔軟性を認めて欲しいと考えます。
25	3	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ施設（ソフト面）	営業時間：諸外国同様に営業時間は24時間営業可能と理解しております。この点、ご確認ください。
26	3	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ施設（ソフト面）	喫煙：カジノフロアでの喫煙の規定（マセリアアでの喫煙ルームの設置、VIPルームでの喫煙可否など）の明確化を要望します。あるいは特段の規制を設けず、自治体による規制ないしは事業者の裁量に委ねることになるのか否か、どちらでしょうか。喫煙の可否は収益にも影響がありますので、喫煙ルームの設置やVIPルームでの喫煙は事業者の裁量に委ねることを要望します。
27	3	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ施設（ソフト面）	ゲーミングエリア内での喫煙は認められるのかを明確にして頂きたい。もしゲーミングエリア内の喫煙が認められないのであれば、喫煙ラウンジを設置することは許容されるのかを確認したい。

NO.	カテゴリー	タイトル	内 容
28	カジノ施設の構造・設備関係	ゲーミング区域の定義	IR整備法施行令第6条において、専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積の上限は、IR施設の床面積の3パーセント以下とされていますが、当該面積の算出方法については、事業計画に大きな影響を与えることから、予め明確にされるべきと考えます。アフターコロナにおけるIR事業の不透明性が懸念される厳しい環境下、感染症予防のためのカジノ施設内のソーシャルディスタンス確保の観点も踏まえて、ゲームの実施とは直接関係ない区域であるビットエリアを当該面積から除外する等、事業性に配慮した設計とされることを強く望みます。 「ビット」部分の面積については、「カジノ行為区画」に該当しないことを明確に規定して頂きたく存じます。カジノ面積の計算の基礎となるエリアは、「カジノ行為区画」に該当することが前提（IR整備法第41条1項7号）ですが、「カジノ行為区画」の定義（IR整備法2条10項1号）によると、「カジノ事業者がカジノ行為業務又は本人確認に係る業務に付帯する監視、警備その他の業務を行うための区画」（同項3号）は「カジノ行為区画」には含まれません（例：サーベイランスエリア）。この点、「ビット」はカジノ行為を監視/管理するためのエリアであるため、「ビット」は「カジノ行為区画」に該当しないとして整理でき、カジノ面積の計算の基礎には含まれないこととなります。 なお万一、「ビット」が「カジノ事業者がカジノ行為業務又は本人確認に係る業務に付帯する監視、警備その他の業務を行うための区画」ではない（「ビット」が「カジノ行為区画」に該当する）という整理をされる場合には、カジノ管理委員会規則で「専らカジノ行為の用に供される」部分（IR整備法41条1項7号）から除外される部分に「ビット」が含まれる旨を規定して下さい。
29	カジノ施設の構造・設備関係	ゲーミング区域の定義	カジノ施設の規定につき、以下の明確化を要望します。 面積：3%に含まれる面積の計算方法はシンガポールと類似的と理解しております（施設のコンポーネントを明確にし、何が含まれるか、含まれないかを明確にしている） 日本でも同様の詳細な規定あるいはガイドラインを設けるのか否か、お示し下さい。また規則は何をどこまで明確化するのでしょうか。国際的にも成功しているシンガポール方式で検討できると事業者としても推進がしやすくなります。
30	カジノ施設の構造・設備関係	ゲーミング区域の定義	感染症対策として、カジノ行為区画のテーブルやスロットマシンは、余裕を持った配置を考えています。 ついては、3%の定義について下記とする可能性はありますでしょうか。 1、IRの建物床面積に建築物としての立体駐車場だけでなく、それに付随する屋外の駐車場の面積も含めることは可能か 2、カジノ行為区画中、カジノ行為がなされる面積・区画とは、カジノテーブル、スロットマシン、エレクトリックゲーム機と椅子を含めたカジノ行為そのものがなされる面積としてはいい
31	カジノ施設の構造・設備関係	ゲーミング区域の定義	ゲームエリアの3%を決定する方法を明確にすべくと思います。特に、この分野は事業計画に大きな影響を与えるため、分子（ゲーミングエリア）を明確にする必要があります。
32	カジノ施設の構造・設備関係	ゲーミング区域の定義	ゲーミングエリアの3%を決定する方法、特に分子（ゲーミングエリア）を明確にする必要があります。また、廊下、バックオフィス、キャッシャーはゲーミングエリアに含まれないことを確認させてください。
33	カジノ施設の構造・設備関係	ゲーミング区域の定義	ゲームエリアの3%を決定する方法を明確にさせていただきたいと思えます。 特に、分子（ゲームエリア）は事業計画に大きな影響を与えるため、明確にする必要があります。
34	カジノ施設の構造・設備関係	ゲーミング区域の定義	ゲーミングフロア区域（GFA）の分母をチェックするのはカジノ管理委員会（CRC）か国土交通省（MLIT）か不明確であり、冗長なチェックが発生しないように、合理化する必要があります。もし、分母、分子の範囲の定義につき係争が生じた場合、分母と分子は異なる主体と交渉するのでしょうか。
35	カジノ施設の構造・設備関係	ゲーミング区域の定義	ゲーミングフロア区域計算の分子にはゲーミングテーブルやカジノ機器の設置のためのエリアのみとするべきで、通路、ゲーミングビット、飲食するための場所などは含まれるべきではないと考えます。
36	カジノ施設の構造・設備関係	ゲーミング区域の定義	（IR整備法第41条1項7号）「カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計」において、カジノ行為区画の面積は、具体的にどの部分の面積を想定されているのか。
37	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ施設（ハード面）	ゲーミングエリアを複数のゾーンに区分すること（例えばVIPやプレミアムマスの層がプレーする場所を区別する）は認められるのかを明確にしてください。
38	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ施設（ハード面）	ゲーミングエリアとノンゲーミングエリアの間にレストランを設置した場合、ゲーミングエリアとノンゲーミングエリアの両側から出入りができるようにしても問題ないかを明確にしたい。ゲーミング顧客及びノンゲーミング顧客のそれぞれがレストランを楽しむために必要な施策である。
39	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ施設（ハード面）	ノンゲーミング顧客から物理的にカジノ内部を見れるようなデザインを許容されるのか明確にしたい。
40	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ施設（ハード面）	設計：基本方針における「IR施設を構成する各施設」という用語からカジノ施設が除かれています。これにより、カジノ施設を他の機能と併せて複合的に使用することや、他のIR施設と繋げて使用することはできない一方、カジノ施設を含む施設内間取り（例えば、あるビルの下層に商業施設を設置し、同じビルの上層にカジノを設置する等）については制限されないと理解しています。この点をご確認ください。
41	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ施設（ハード面）	設計：「IR実施法第41条1項7号で要請される1つを超えない施設であるとみなされる基準」の明確化を要望します。 例えば、必ずしも連続していない複数階にカジノ施設がまたがることに対する規制があるか、ご確認ください。
42	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ施設の数の限定	カジノにおいてVIPをいかに囲い込むかが、重要な戦略のひとつであり、海外カジノにおいても特別なルームで特別な対応をしているのが通常となっております。第41条1項7号にある「施設の数」は1を超えず」という記載の考え方は、例えば、1階フロアにメインのカジノがあり、その建物の地上60階にスカイVIPルームを設置するという構造は可能でしょうか？
43	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ行為区域の規模の規定	「当該カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められるものとして政令で定める面積を超えないこと。」とありますが、顧客の通路や飲食スペース等の補助エリア、あるいは監視・管理のためのエリア等はゲーミング区域の床面積規定に含まれない、という理解でよろしいでしょうか。
44	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ施設の構造・設備関係第41条第1項7号	第41条1項7号では、「申請認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数が一を超えず、かつ、当該カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められるものとして政令で定める面積を超えないこと。」と定められています。 「カジノ管理委員会規則で定める部分の床面積」からは、平成29年7月31日の「特定複合観光施設区域整備推進会議りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～」41～42頁のとおり、「顧客の通路や飲食スペース等」あるいは管理区画等を含まないと理解しています。海外カジノとの競争力を損なわないためにも柔軟な取り扱いをご検討ください。
45	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ行為区域	統合型リゾートとして、ゲームエリアは他の施設要素と統合され接続されている必要があります。しかしこれにより、フロア（エスカレーター、エレベーター）または通路（廊下）でゲームスペースを区分けすることが認められるでしょうか。これはプレミアムマスとVIPカスタマーのエリアを別々に区分けするためです。尚、勿論すべてのカジノ入場者は、同じ入退場ゲートを通過することが前提です。
46	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ行為区域の拡張または段階的な開始	IR法は区域整備計画（ADP）の修正を認めているため、IRとカジノの両方が、内部および外部の状況の変化に伴い変更される可能性があります。カジノ管理委員会（CRC）は、ゲームエリアの変更（拡張など）がありうることを理解する必要があります。例をあげると、施設自体は計画通りのIRカジノが建設されているが、カジノ部分の（3%内の）一部分のみを開業する場合で、残りの部分はパーティションを設け、カジノとして利用しない場合、これはゲームエリアにはなりません。拡張によりIRが拡張した場合（ゲーム以外のアメニティの増加など）、パーティションを削除してカジノを拡張すること等は認められるべきです。
47	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ行為区域の拡張または段階的な開始	顧客志向や他のカジノとの間の競争力を維持するため、ゲーミングフロア内部は見直される必要がある（例えばゲームの種類変更やゲーミング機器の移動など）。そのようなゲーミングエリア内に見直しに関するルールを明確にしたい。
48	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ免許申請者の財政的基盤の確認	申請者の財政的基盤及び見込みが良好であることの確認は、一定の客観的基準に基づいて実施されるべきであり、当該基準は予め公表されるべきものと考えます。また当該基準に因っては、申請者に帰責のない事由によって短期的事象として「良好な見込み」を確認できないケースは発生し得るものと考え、かかる場合には、柔軟な対応により、申請者の財政的見込みを評価・判断されるべきと考えます。
49	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ施設の構造及び設備について、厳格な入場管理、施設内での不正なカジノ行為の防止、秩序の維持をするために、監視カメラ、入退場ゲート、及び見直し確保等の技術上の基準が設定される場合には、テクノロジーの発展により、監視カメラの精度や入退場ゲートの処理速度が上がる事が想定されますので、監視カメラや入退場ゲートに対する設置数量等の基準は定量的でなく、定性的にするべきと認識しております。なお、構造や設備の変更や更新には多額の資金が必要です。導入技術の効果見極めにも時間を要することから、技術進展に伴う基準変更の際には、事業者との対話を踏まえてご設定下さい。
50	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ施設構造・設備の変更に対するカジノ管理委員会の承認範囲	第48条第1項において、「カジノ事業者は、次に掲げる事項の変更（第三号※に掲げる事項にあっては、カジノ管理委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。」と定められています。 ※第3号 カジノ施設の構造若しくは設備（当該カジノ施設についてカジノ施設供用事業者がある場合には、専らカジノ施設供用事業者が管理する部分に係る構造および設備を除く。）又はこれらの管理方法 「構造若しくは設備」の変更では、対象範囲が明確ではなく、規制当局の裁量により全てが承認対象となりかねません。軽微な構造もしくは設備の変更あるいは、カジノ行為に否定的なかつ重大影響を与えないと判断される構造もしくは設備の変更は、承認の対象とする合理性はありません。顧客のニーズや社会・環境の変化、技術の進展等に伴い柔軟に構造や施設の変更・修正ができる仕組みがIRカジノを魅力的にするための要件にもなります。変更承認対象の明確化、規制の判断基準の在り方、変更修正の承認行為の簡素化等を考慮すべきと考えます。

NO.		カテゴリー	タイトル	内 容
51	3	カジノ施設の構造・設備関係	カジノ施設構造・設備の変更に対するカジノ管理委員会の承認範囲	(IR整備法第41条1項8号)「カジノ施設の構造及び設備がカジノ管理委員会規則で定める技術上の基準に適合すること。」とは、具体的に何なのか。自治体として、適・不適に係る判断基準、評価する際に気を付ける点を知りたい。また実際の提案を見て、判断に困る場合には、都道府県等から貴委員会に照会をし、非公開を前提にこれに直ちに対応してもらうことは可能か。
52	3	カジノ施設の構造・設備関係	感染症対策	感染症対策はどのような前提を考慮してどこまで求められるのかを明確にして欲しい。今回のような事象が発生してからソーシャルディスタンスという前提でよいのか。
53	3	カジノ施設の構造・設備関係	防災にかかる計画と施設要件の策定	日本の土地特性と気候変動を考慮したとき、日本型IRは世界最高水準の災害強度を持つ施設にすべきだと考えます。災害時に機能する施設計画に加えて、万が一災害が起こった際にしなやかに復興させるBCPの作成を義務づけるべきだと考えます。
54	4	背面調査関係	背面調査の概要	背面調査全般につき、想定される調査の内容及び深度(具体的な対象範囲を含む)を概要でもよいので明確化を要望します。今後、想定されるプロセス及びコストなどの理解を可能な範囲で詳細にしておきたいという背景があります。
55	4	背面調査関係	背面調査の概要	背面調査の概要及び深度の明確化を要望します。これが明確にならないと、IRへの参入を検討している日本の会社の意思決定に影響を与えかねないと危惧しております。
56	4	背面調査関係	背面調査の概要	融資金融機関向けの背面調査内容は、今後具体的にどのようなスケジュールで、カジノ管理委員会から公開されるでしょうか。
57	4	背面調査関係	背面調査の概要	融資を通じて支配的な影響力を有する者として融資金融機関は背面調査の対象となると理解しているが、背面調査を対象とする金融機関を限定する(例えば主要幹事銀行のみ)、若しくは、金融機関の役員を限定する、若しくは、調査の内容を簡素化する等の対応が必要と考えられる。金融機関に対する背面調査の手法については、民間の意見を踏まえてご検討願いたい。
58	4	背面調査関係	背面調査の対象	背面調査の対象者(法人の場合、出資又は融資等の意思決定に関与した役員なのか、または全役員が対象なのか等)の範囲の明確化、その判断基準、要求される提出項目の概要を示して下さい。背面調査へのイメージ等で参入を躊躇する関係者の意思決定を後押しすることにつながります。
59	4	背面調査関係	背面調査の方法	導入される背面調査のベースとなる申請書類は、IR推進会議が参照した、ネバダ州および米国の他の多くの州、国々で使用されている「Multi Jurisdictional Personal History Disclosure Form」のような国際的に認知された標準書式である必要がありますが日本ではかかる世界標準は適用されるのでしょうか。
60	4	背面調査関係	背面調査の対象	受託者、特に建設請負事業者にかかる背面調査について、調査対象決定の判断基準調査時期及び調査範囲(下請け、孫請けなど)、調査内容の概略を示して下さい。厳密に定められると現実にくわい局面も出てくる可能性があるため、融通の効く運用を期待します。
61	4	背面調査関係	背面調査の対象	5%未満の少額出資者に対する背面調査の有無、調査が行われる場合はその対象主体を決定する判断基準及び概要をご教示ください。
62	4	背面調査関係	背面調査の対象	IR整備法には『十分な社会的信用を有する者』の具体的な基準や詳細規定が明記されていません。定義付けや具体的な基準が開示されず曖昧な状態では事業者として予見不能、見通しが立たず、十分な社会的信用を有する者の判断が困難となるため、明確化が必要です。ただし、十分な社会的信用を有する者の基準が厳しかったり、カジノ管理委員会の基準に係る裁量性が強すぎる場合、事業運営の支障となることから、実務や商習慣に即した透明性の高い基準設定が必要と考えます。
63	4	背面調査関係	背面調査の対象	株主の役員について、背面調査の対象となりうる株主の取締役、執行役等、範囲の明確化が必要と考えます。事業の直接的責任所掌を持つ申請者の役員と申請者の主要株主の役員では事業運営への関与度合いが大きく異なることから、カジノ事業への影響力等を勘案し、役員によって異なる審査が行われるべきです。米国では実務や役職の関与度合・重要度などによって軽重を付けて役員の調査がなされます。日本においてはIRを専業としない事業会社の参入が想定されていることから、IR以外の事業に関与する役員は審査対象外とする等、当該事業会社の経営戦略や他事業に支障をきたさないような制度設計とすべきと考えます。また、事業者の過度な事務負担を軽減させるためにも、対象者の重要性によって、提出資料の簡素化や異なる深度の審査などの事務手続での工夫を行うべきと考えます。
64	4	背面調査関係	背面調査の対象	背面調査については、組織関係、調査の対象となる者の権限や役割、対象となる業務の内容等のリスクのレベルに応じて、調査の深度が異なることが想定されます(例えば主要株主と委託契約先や金融機関の役員とは相当程度深度が異なることと理解しています)。それぞれの背面調査の内容および深度の概要を示して下さい。諸外国を見ても、当局側にある程度裁量を持たせているのは理解していますが、概要だけでも示して頂けるとIRへの参入を検討している関係者の意思決定を促進させることにつながります。
65	4	背面調査関係	背面調査の対象	カジノ管理委員会は背面調査の内容と深さを総合的に示すべきと考えます。諸外国の管轄当局は一定レベルで判断の裁量権を与えられていると理解していますが、全体の内容と深さを背景調査に示すことは、IR業界に参入する可能性のある日本の関連会社の懸念を軽減する効果があります。
66	4	背面調査関係	背面調査の対象	日本企業がカジノ事業者から再委託・再委託等を受ける際の背面調査内容・深度について概要をお示し下さい。
67	4	背面調査関係	背面調査の対象	融資金融機関向けの調査内容は、カジノ事業者及びその株主向けと同程度となるでしょうか、または簡易的なものとなるでしょうか。
68	4	背面調査関係	背面調査の対象	融資金融機関向けの調査内容は、カジノ事業者及びその株主向けとは、カジノ行為への関与の在り方、リスクの度合いは根本的に異なり、同程度となるべきではないと考えますがどうか。簡易的な調査となる可能性があるかを確認していただきたい。
69	4	背面調査関係	背面調査の対象	株主の全役員が対象となる場合、弁護士等の職務上の守秘義務を負う者が社外取締役や非常勤監査役にいると支障となる可能性があるため、一定の条件のもとに除外できる旨をカジノ管理委員会規則で定めていただきたく存じます。もしくは全役員ではなく、当該事業の意思決定に直接関与する役員のみを対象にするという考えを基本とすべきでしょうか。
70	4	背面調査関係	背面調査の対象	米国のように別の法律により厳格な規制と認可の対象になっている融資金融機関は個別の背面調査の適用除外(規制当局による権利放棄)とすることも考えられるのではないのでしょうか。上場企業でもある融資金融機関の役員の背面調査をしなければならない意図とは何でしょうか。金融機関は厳格な規律の枠内に存在し、反社勢力とは関係ない仕組みを前提としている以上、適用除外となる合理性はあり、殊更仕組みを厳格にすることは必要でしょうか。
71	4	背面調査関係	背面調査の対象	主要株主等基準値の考え方について、支配力基準のほか俗に言う「掛け算基準」においても背面調査の対象となると判断すべきなのか明確な判断基準を開示すべきではないのでしょうか(例えば、設置運営事業者(X)の20%の議決権を有する者(Y)の25%の議決権を有する者(Z)がいる場合、ZはXの5%の議決権を有するとして対象となるのでしょうか)。
72	4	背面調査関係	背面調査の対象	法人として別の法律の枠組みで免許等の許認可を受けており、清廉潔癖性が一定の制度的要件となっている業の場合には、背面調査の対象から除外する等の特例規定、除外規定を考慮すべきではないでしょうか。銀行業、貸金業、金商法上の許認可等を勘案して背面調査の対象から除外等の特例があるのであれば、特に外資系金融機関をはじめとして資金調達候補先も広がります。
73	4	背面調査関係	背面調査の対象	金融機関としてIR事業者へのローン契約自体を維持したまま、その経済的利益とリスクのみを他の投資家等に分配(ローンパーティシペーション)することも可能性として想定されます。その場合、IR事業者とローン実行金融機関との間の債権債務関係自体に変更はないため、ローンパーティシペーションを受けた投資家(金融機関・機関投資家・投資ファンド等)は背面調査の対象外という理解でよいでしょうか。背面調査の対象者、対象範囲の判断基準を明確化する方向性を示していただけると資金調達の点で議論がより進められます。
74	4	背面調査関係	背面調査の対象	カジノ行為を監視するための施設に設置される機器・システムをカジノ外の施設に利用する場合、その機器・システムに対するライセンスあるいは認可・許可はどのように区別し認可を受ける必要があるのか、見解をお示し下さい。
75	4	背面調査関係	背面調査の対象	融資を通じて支配的な影響力を有する者として融資金融機関は背面調査の対象となると理解していますが、背面調査を対象とする金融機関、若しくは、金融機関の役員を限定する、若しくは、調査の内容を簡素化する等の対応が必要と考えられます。IRは1兆円規模の巨額の設備投資費用が必要となる一方で背面調査を一律で金融機関に求めることは非現実的です。地域金融機関等の参加額は、少額の融資参加等が予想され、同少額参加となる場合に背面調査への対応が煩雑となる場合、そのコストが見合わず、その結果として十分な金融機関が集まらない可能性が否定できません。金融機関が十分に集まらない場合、巨額の融資金額となるため、IR事業者の資金調達が困難となる可能性は否定できません。金融機関に対する背面調査の手法については、民間の意見を踏まえて適用除外、簡素化等をご検討願います。
76	4	背面調査関係	背面調査の対象	融資金融機関向け背面調査の対象は、IR事業者に対して直接融資を供与している金融機関に限られるでしょうか。例えば、社債発行による資金調達となった場合、全ての社債権者への背面調査が必要となるでしょうか。流通性の高いかなりの数になる社債の社債権者を捕捉し、背面調査をすることはほぼ不可能に近いと判断します。
77	4	背面調査関係	背面調査の対象	融資金融機関向け背面調査の対象は、IR事業者に対して直接融資を供与している金融機関(組織としての企業とその主要役員等)に限られるのか、かつそれは融資期間中継続的になされるものか否か(毎年数百人新たに交替する役員等を調査の対象にすることは果たして意味のある行為といえるか)。融資契約とは一端貸付が実行されると、返済等の条件変更は稀で枠組みは基本的には変わらない。この前提で考えるならば、融資期間中に何度も金融機関の背面調査をすることに意味があるのか。
78	4	背面調査関係	背面調査の対象	融資金融機関の背面調査において、その具体的な対象者・範囲(法人の場合、出資又は融資等の意思決定に関与する役員なのか又は全役員が対象なのか等)・調査内容・項目・深度等の概要を示していただきたい。
79	4	背面調査関係	背面調査の対象	法人として国から免許等の許認可を受けていることで企業としての清廉潔癖性は担保されていると考えられ、背面調査の対象から除外される等の特例についてご検討を賜りたい。
80	4	背面調査関係	背面調査の対象	不特定多数の主体を対象とする公募債あるいは機関投資家向け私募債発行による資金調達となった場合、対象者を捕捉できない場合もあり、かつ社債権者の発行体への関与や融資者としての意思決定への関与は限られることが通例である。かかる場合、全ての債券保有者への背面調査は無意味と考えるがどうか。同様にIPO等の場合も、不特定多数の株式購入者がおり、全発行株式の一定数を保持しない限り、背面調査は必要ないと考えるがどうか。
81	4	背面調査関係	背面調査の時期	融資金融機関向け背面調査にかかる期間はどの程度が想定されるでしょうか。仮に数年を要する場合、背面調査期間中に各金融機関の多くの役員が交代し、背面調査がやり直しとなり、プロセスが完了しないリスクも想定されることとなります。

NO.	カテゴリー	タイトル	内 容	
82	4	背面調査関係	背面調査の時期	融資金融機関向けの背面調査内容(対象者、如何なる資料が求められ、如何なる判断基準で何を評価するのか)は、今後具体的にどのようなスケジュールで、貴委員会から公開されるのか。また如何なる手法・書面(確認、認可、認証等)で問題ないという確認が得られるのか。
83	4	背面調査関係	背面調査の時期	背面調査には対象にもよりますが、申請から問題無いとの確認迄どの位の期間を前提としているのでしょうか。少なくとも数ヶ月程度(①申請②確認・調査③最終判断)要すると考えられるが、背面調査の開始時期はいつ頃を想定されているかお示しいただきたい。
84	4	背面調査関係	背面調査の時期	カジノは特権的なビジネスであるために、IRへの融資はカジノ免許がなければ成立しません。よってカジノ免許が付与される確実性のレベルが定礎式の前の時点で明らかになることが必要です。区域整備計画申請前の時点で、免許資格事前審査(RFQ)あるいは事前廉潔性審査等の手順を考慮されているか、あるいはかかる手順を実施することは可能ですか。
85	4	背面調査関係	背面調査の時期	融資金融機関に対する背面調査の最長の完了時期はカジノ免許付与のタイミングという理解でよいか。厳正なるチェックが重要な旨は承知しているが、当該時期に実施される場合、既に施設の大半が完成しており総事業費の多くを支払い済みという状況が想定される。その場合に融資金融機関の関係者で問題が発覚した場合、時限性等も鑑み対応も限定的となる。そのため、本調査の前にネガティブチェックを実施するというような対応は考えられないか。またかかる場合一部問題を治癒することを前提に、融資銀行総体としての廉潔性は確認されていること、またこの事実は融資契約の有効性にも何ら問題を与えないことを確認願いたい。
86	4	背面調査関係	背面調査の時期	IR整備法上、認定設置運営事業者はカジノライセンスを申請することが定められているものの、時期やプロセスが開示されておりません。カジノ管理委員会からの免許等の申請・付与の時期とプロセスの明確化が必要です。建築工事に着手後、事業者に帰責事由なく免許等が付与されないという事態は適切ではなく、免許が付与されない場合、事業者に予期せぬ投資損失を生じさせることとなります。よって、ライセンス付与の基準やプロセスが明確にならなければ、大規模な投資判断を行うこと、大規模投資に不可欠なプロジェクトファイナンスを得ることは困難です。区域整備計画の申請時までに、カジノ管理委員会は潜在的認定設置運営事業者からの申請に基づき、何等かの免許付与の見通しがつく事前審査、形式的仮認証等の手順を工夫するなど、段階的審査や事前審査制度等を導入し、関係者がコンフォートを得られる仕組み・手順を考慮することを考えるべきではないでしょうか。 シンガポールやアメリカ等の諸外国では、入札時、遅くとも着工までにライセンスは付与されなくともその要件となる廉潔性審査のみは実施することが一般的です。事前の廉潔性審査や審査のガイドラインが公表されない場合、事業者は開業直前までライセンス交付不能リスクを抱えることになり、大規模投資には躊躇します。金融機関も同様の懸念を持っており、将来のカジノライセンス取得が合理的に見込まれない場合、融資実行は出来ないとの考えです。なお、金融機関は、カジノ免許に係る規則の概要だけでなく、具体的な手続面(審査基準、申請プロセス、承認タイミング等)が、極力早く開示されること、また、遅くとも融資契約調印時までに手続面の内容確認が必要との見解です。
87	4	背面調査関係	調査結果の取扱い	融資金融機関向けの背面調査の結果、不適切な役員が存在が確認された場合、カジノ管理委員会と融資金融機関との間で、どのようなプロセスが取られるのでしょうか。またカジノ管理委員会がとる措置とは？
88	4	背面調査関係	調査結果の取扱い	融資金融機関向けの背面調査の結果、不適切な役員が存在が確認された場合、役員交代にかかる合理的な治療期間は設定されるのでしょうか。
89	4	背面調査関係	調査結果の取扱い	融資金融機関向けの背面調査の結果、不適切な役員が存在が確認された場合、役員交代にかかる治療期間は設定されるのか。これが融資契約締結前の時点である場合、融資契約の締結に障害となるか、治療を前提に融資契約締結は認められるのか、またこれが融資契約締結後の時点であったとするならば、治療・修復は認められ、融資契約そのものに影響を及ぼすものではないと考えてよろしいか。
90	4	背面調査関係	調査結果の取扱い	融資金融機関向けの背面調査の結果、不適切な役員が存在が確認され、且つ治療期間における役員交代を当該融資金融機関が拒否した場合、当該融資金融機関が貸付債権を保持したとすれば、この債権はどうなるのでしょうか(融資契約上、どのように取り扱わなければならないのか)。あるいは背面調査とは融資契約締結前になされるのが前提でしょうか、その後継続的に融資期間中も背面調査の対象となることはあるのでしょうか。
91	4	背面調査関係	調査結果の取扱い	融資金融機関向けの背面調査の結果、一部に不適切な役員が存在が確認された場合、治療・修復のプロセスは当然認められ、融資行為や債権債務関係の基本には影響がないものと考えてよいか。貴委員会と融資金融機関との間で、どのようなプロセスが取られるのか。
92	4	背面調査関係	調査結果の取扱い	融資金融機関向けの背面調査の結果、不適切な役員が存在が確認され、且つ治療期間における役員交代を当該融資金融機関が拒否した場合、当該融資金融機関が有する貸付債権はどうなるのか、カジノ管理委員会は融資契約の妥当性までも問題にするのか。
93	4	背面調査関係	調査結果の取扱い	融資金融機関向けの背面調査の結果、一部参加銀行に不適切な役員が存在が確認され、且つ役員交代を当該融資金融機関が拒否した場合、カジノ管理委員会は協同融資に参加する他の融資金融機関に対し、治療・修復を求めるのか、あるいは単純に当該融資機関排除勧告等を協調幹事行にする意向なのか。
94	4	背面調査関係	調査結果の取扱い	融資金融機関向けの背面調査の結果、不適切な役員が存在が確認された場合、当該融資金融機関にとって本情報の機微性は非常に高いものと考えられるが、その内容が公開されることはあるのか。(公開される場合)本情報はどのような方法で、どの程度の範囲まで公開されるのか。
95	4	背面調査関係	調査結果の取扱い	融資金融機関向けの背面調査において、どのような人物が不適切と見做されるのか、具体的な判断基準や条件は開示されるのでしょうか。または、一方的にカジノ管理委員会の恣意的な判断で、不適切か否かを判断されるのでしょうか。不適切な場合、その理由は開示されるのでしょうか。
96	4	背面調査関係	調査結果の取扱い	各融資金融機関から開示された情報のうち、個人によって①一部の情報開示が物理的に困難な場合(対象情報にかかるデータ不足等)、②一部の情報開示内容に(故意かどうかを問わず)誤りがあり、後にそれが判明した場合、③一部の情報内容の開示を個人が拒否した場合、等のケースが想定される。内容程度にもよるが、各々の場合、如何なる措置がなされるのか。修復・治療できる限りそれを認めることが基本か、できない場合の帰結とは当該金融機関の参加拒否か。
97	4	背面調査関係	調査結果の取扱い	各融資金融機関の背面調査申請は、個別金融機関とカジノ管理委員会の直接の関係となるのでしょうか。あるいは通常のPFIのようにAgentが複数金融機関の情報を一元管理し、カジノ事業者経由で当局に申請をするのでしょうか。仮にAgentが一元管理する場合、調査内容次第では個人情報保護の観点での対応も必要となると思われ、Agentとしての負荷が極めて高いものとなる可能性があります。また、カジノ管理委員会として、外部の専門業者などに委託し情報管理などを実施する予定はあるのでしょうか。また、当該情報の共有範囲はどの程度まで広いのでしょうか。
98	4	背面調査関係	調査結果の取扱い	協同融資の前提でカジノ管理委員会が参加融資金融機関の背面調査を行うとした場合、その申請行為と委員会の認可確認はあくまでも当該銀行と委員会との関係であり、融資に参加する銀行がバラバラに、個別に申請し、認可を取得すべきものか。あるいは協同融資銀行が一体として幹事銀行経由で申請すべきものか(この場合、幹事銀行は単なる取次の機能しかもたない)。企業としての廉潔性は、協同融資銀行全体としてできるかもしれないが、もし要素となる役員等の廉潔性をも審査対象とする場合、個人情報の問題もあり、単純ではなくなる。如何なる考え・手法で何をしようとカジノ管理委員会は考えているのか。
99	4	背面調査関係	期中管理	当初の融資契約締結に際し背面調査で対象となった役員の中での継続管理は必要ないと考えるがどうか。例えばライセンス更新(3年ごと)で、背面調査の再実施等を実行する意味も価値もないと考えるがどうか。もし継続的管理を必要とするならばその理由とは。融資契約とは最初に枠組みを決めると、その条件は継続して続くもので、余程のことがないと変わらない。この意味では役員変更も新たな背面調査も殆ど意味がないと考えます。
100	4	背面調査関係	期中管理	各融資金融機関の役員変更時、新役員に対する背面調査に係るプロセスは融資契約上のコベナンツなどに規定しなければならないのでしょうか。あるいはこれは融資契約に何らの影響を与えるものではなく、あくまでも個別金融機関とカジノ管理委員会との関係にすぎないのでしょうか。また、これがコベナンツの対象になりうるかと判断される場合、他のコベナンツと同様にAgentにて一元管理することを想定しているのでしょうか。
101	4	背面調査関係	期中管理	IR事業会社に対する一部貸付債権を第三者融資主体に譲渡しようとする場合、当該主体に対する背面調査は必要となるのか。全ての場合か、一定率以下の場合には不要ではないのか。どのようなプロセスで背面調査が実施されるのか。債権譲渡の都度事前に貴委員会の認可が必要となるのか。あるいは事後、確認の意味での認可ということもありうるか。
102	5	カジノ事業者の株主等・施設土地権利者関係	株主・出資者欠格事由	IR事業者の株主又は出資者は、IR事業者がカジノ事業の免許を取得する上での欠格事由が存在しないことについて表明・確約書を提出することとされています。ここにおける基準の対象となる「株主」及び「出資者」の範囲について明確化を要望します。
103	5	カジノ事業者の株主等・施設土地権利者関係	発行株式に係る規制・制限	IR事業者が発行できる株式に関して、何かしらの制限を設ける可能性がありうるか、ご確認ください。より良いIRを国・自治体など共に創り上げていくにあたり、より良いコンソーシアムメンバーで実施していけるように、発行可能株式が制限されることは望みません。
104	5	カジノ事業者の株主等・施設土地権利者関係	株式の譲渡・上場	上記とも関連しますが、株式の譲渡や上場に関して、何かしらの制限を設ける可能性がありうるか、ご確認ください。諸外国でも上場は認められており、資金調達計画の策定にも影響するため、RFP開始時点での明確化を要望します。
105	5	カジノ事業者の株主等・施設土地権利者関係	株式保有又は譲渡の規制	IR事業会社の出資者による株式保有又は譲渡を制限する措置について、IR整備法、自治体による基本協定や実施協定等の規定を超えて、カジノ管理委員会において規定される可能性があるのか。
106	5	カジノ事業者の株主等・施設土地権利者関係	カジノ事業者の株主等・施設土地権利者	社会的信用を確保できることを前提に、IR事業会社の流動性を高め、上場や社会的信用上問題のない自然人・法人にかかる議決権の保有・譲渡が妨げられないようにすべきだと考えます。カジノ管理委員会規則で定める措置として、カジノ事業者の上場は譲渡制限がついた種類株式を想定しているのでしょうか。上場について許容される措置となるよう規定されることを要望します。
107	5	カジノ事業者の株主等・施設土地権利者関係	許可施設土地権利者について	当該「カジノ管理委員会規則で定める使用及び収益を目的とする権利」とは、「貸借権」及び「使用貸借権」を想定しているのでしょうか。

NO.		カテゴリー	タイトル	内 容
108	5	カジノ事業者の株主等・施設土地権利者関係	カジノ事業者の株主等・施設土地権利者関係	IR整備法61条1項で定める「認可主要株主等」のうちIR事業者への関与が低い株主の役員、並びに「認可主要株主等」のうちIR事業に直接関与しない役員、社外取締役及び執行役などについては、事前承認の必要性が低く、経営と実務に対して過度な負担と影響を避けるべく事前承認の対象外あるいは単純な事後報告制度として下さい。
109	5	カジノ事業者の株主等・施設土地権利者関係	カジノ事業者の株主等・施設土地権利者関係	IR整備法第64条1項において、カジノ事業者はカジノ事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置として、議決権等の保有又は譲渡を制限する措置が求められているところ、カジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の変更にはカジノ管理委員会の認可が必要であるため（IR整備法第58条4項）、これらの措置に加えて財産権の処分に対して過度な制約を課すことは控えて下さい。
110	5	カジノ事業者の株主等・施設土地権利者関係	認可主要株主等の役員変更	法第61条第1項において、「カジノ事業者の認可主要株主等（法人等であるものに限る。）は、その役員の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。」と定められています。認可主要株主が、上場企業である場合、社外役員が含まれることが想定されます。社外役員の人選手順は時間を要し、株主総会での認証をも必要とし、カジノ管理委員会の承認をえられなかった場合、他の人員を急遽探すことは非常に困難です。社外役員を対象外とするか、対象となった場合、例外的に事前の相談・仮認証、審査期間の短縮化、早期の結果開示など、承認されなかった場合においても、引き続き、社外役員の手当てが可能となるような手続き方法などご検討ください。
111	5	カジノ事業者の株主等・施設土地権利者関係	株主変更の制限	SPCの各株主の投資比率の変更(既存株主から他の既存株主への株式の譲渡)に関する制限については、規制基準(適合性)の遵守以外の制限は必要ないと考えています。何等かの制限を設けるとすればその内容・理由・判断基準は何でしょうか？
112	5	カジノ事業者の株主等・施設土地権利者関係	設置運営事業者のSPC (IR SPC)	IR事業者が子会社を設立することに関して、何かしらの制限を設ける可能性があらうるか、ご確認ください。IRは大規模かつ多様な事業を統合しているものであり、企業統制及び商業上も別会社とすることが望ましいことが考えられます。子どもの経験ではむしろ監督当局の観点から一定の事業を別会社で行うことを求められています。例えば、(海路・空路を含めた)送客サービス、警備保障、一定の金融サービス及び健康福祉サービスなどが考えられ、IRがより多様なサービスを求められれば求められるほど別会社を設立して管理する企業統制の柔軟性が重要となると考えています。
113	5	カジノ事業者の株主等・施設土地権利者関係	議決権の保有又は譲渡を制限する措置	第64条：IR整備法、自治体による基本協定、実施協定等の規定を超える措置を設定される可能性はありますでしょうか。出資者において大きな投資判断となるため、将来的に万が一議決権の譲渡を行う際、どのような要件が必要なのか、株式の譲渡等に関するルールは確認させていただきたい主旨です。
114	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場規制	IR整備法70条1項の「カジノ管理委員会規則で定める方法により」という文言は「入場禁止対象者に該当しないことの確認」にもかかわらずと理解しておりますが、同2項の定める入場等回数制限対象者該当性についてはカジノ管理委員会に対し照会することが明確に定められていますが、入場禁止対象者のうち「暴力団員又は暴力団員で亡くなった日から起算して5年を経過しない者」に該当しないことの確認についても同様にカジノ管理委員会に照会し、回答を得られることができるかは現状不明です。入場回数の照会のタイミングで、暴力団のチェックもしていただけるとの認識でよいでしょうか。暴力団等をカジノに入場させないことは公益に照らしても不可欠の要請と理解しており、カジノ事業者ごとに取扱いや基準が異なることは望ましくないことから「カジノ管理委員会規則で定める方法」としてカジノ管理委員会や公安委員会等の公的なデータベースに各カジノ事業者が照会でき、一律・タイムリーな回答が得られる仕組みを提供すべきではないかと考えます。
115	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場規制	カジノ利用の回数制限をふまえ、第110条で定める「カジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者によるカジノ施設の利用の禁止又は制限」にかかる措置として、カジノ施設における不適切者の入場を排除するための管理は全国統一のシステムで、カジノ管理委員会主導で行うことをカジノ管理委員会規則で規定すべきです。また、入場回数の管理は、カジノ管理委員会の責任で構築される国側の単一、統一的なシステムとデータベースへ全数照会によりオンラインで回答が得られることを確認願います。
116	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場規制	暴力団構成員（離脱後5年以内の者含む）並びにその他入場禁止対象者について日本開業のカジノ施設においては地域・事業者格差の無い運用が必要と考えております。バラバラではなく、統一したシステムの考えでこれを構築すべきですが、どのような方策で仕組みを構築し、運用されるかの見解を開示していただきたい。（例：省庁間連携、システム共同利用など）
117	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場規制	IR整備法第70条1項各号に掲げる入場者に関するデータについては、時の経過とともに膨大な量のデータが蓄積されることとなり、その保存にかかる費用も相当額を要することが予想されます。この点、当該データ（本人特定事項その他カジノ管理委員会規則で定める事項）については、直ちにカジノ管理委員会に報告することになっており（同条3項）、カジノ事業者において長期間データを保存しておく必要がないため、当該データの保存期間についてはできる限り短い期間を設定すべきです。
118	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場規制	IR整備法第70条3項では、カジノ事業者が「入場者の本人特定事項その他のカジノ管理委員会規則で定める事項」を直ちにカジノ管理委員会へ報告しなければならない旨が規定されていますが、カジノ事業者の過度な負担となることを避けるため、ここでいう「その他のカジノ管理委員会規則で定める事項」は、同条1項各号に掲げられている本人特定事項以外の事項又はその一部の事項に限定すべきと考えます。また、IR整備法70条4号に基づきカジノ管理委員会規則で定める事項については、カジノ事業者の過度な負担とならないよう1号から3号に掲げられた事項に付随又は関連する合理的かつ必要最小限の事項に限定すべきです。
119	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場規制	住居を有する外国人も入場料の徴収が必要となりますが、自国のパスポートにて入場を試みた場合、国内に住居を有する場合は確認の方法はありません。この場合、実質的な不法行為は当該外国人である以上、事業者は何ら法律・規則等の違反行為に問われなことをご確認ください。今後、生体認証による入国審査が進んでいく中で、入国時の証明がスタンプされずパスポートの目視確認では判断し兼ねるのではないかと察しています。
120	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場規制	個人番号カードを利用する入場者については、複数回のPINコードの入力による本人特定事項及び入場禁止対象者に該当するか否かの確認手続き並びに入場等回数制限対象者該当性についての照会手続き、入場料の支払手続きを実施することになりますが、これらにかかる1人あたりの処理時間については相当な時間を要すると考えられます。カジノ行為区画の入場ゲート前に人が滞留することなく、また、来場者の利便性を損なわない、円滑かつ実効性のある入場管理を実施するための柔軟な解釈や指針を出すべきと考えます。あるいはこれら手順の一部を事前に、電子的に処理したり、入場料の事前徴収等により時間短縮するなどの事業者の柔軟な対応は、何がどの程度まで、如何なる理由で規制の対象になるのか、ならないかを確認してください。
121	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場規制	カジノ行為区画の入場ゲート前で実施する、個人番号カードを用いた本人特定事項及び入場禁止対象者に該当するか否かの確認手続き（以下、本人確認手続き）において、入場者には6桁から16桁のPIN入力と4桁のPIN入力をして頂く必要がありますが、PINコードは忘却リスクが高く、複数回連続して間違っPINコードを入力しロックがかかった場合にはその場でロックの解除とPINコードの再設定を行うことができません。そのため、入場ゲート前では、PIN入力の操作に時間がかかる方や、ロックがかかり混乱する方が増えることにより人が滞留するケースが多くなるものと予想されます。そこで、このような事態を極力減らすためにも、入場ゲート前に限定することなく予めPCやモバイル端末などを利用して本人確認手続を実施することができる運用を認めるべきと考えます（なお、このような運用をできる場合であっても実際に入場ゲートを通過する際には、改めて個人番号カード（4桁PIN入力）を用いた本人確認手続を実施しなければならない前提です）。
122	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場規制	カジノ行為区画への入退場の際に、少なくともマイナンバーカード保有率が少ない間においては、マイナンバーカード以外の個人識別書類も広く認めるべきである。
123	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場者の識別方法	IR整備法第70条1項に基づく非居住者に係る本人確認において、個人番号カードに記録された署名用電子証明書の送信を受ける方法以外の、「その他の特定の入場者の識別及び当該入場者に係る入場等回数の確認をすることができるものとしてカジノ管理委員会規則で定める方法」については、カジノ行為区画の入場ゲート前に人が滞留することなく、過度な作業負担を伴わず、円滑な入場管理を行うことができる方法を複数用意すべきではないかと考えます。特に、ICチップが搭載されていないパスポートやICチップが搭載されていても日本政府に対してそのICチップのデータの読み取りを許可していない国のパスポートに対する本人確認の作業については、一定の形式的な確認作業を実施することをもって、本人確認義務を履行したもののみならずべきです。
124	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場者の識別方法関係	第70条は「カジノ場入退場時に個人番号カードの提示」を求めることを規定しています。各入退場毎にこれを実施することは煩雑かつ顧客の利便性を大きく損ねる懸念もあり、最初の一回目の入場に限り個人番号カードの提示と確認を実施するが、以後同等の効果が得られる限りにおいて下記手法等を柔軟に採用できるようにすべきではないでしょうか。 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号カードとリンクする生体認証システムを一回目の入場時点ないしは入場前に何らかの手法で設け、一回目の入場時は個人番号と再確認手続きをするが、以降の退場、再度の入退場等は全て生体認証システムで代替できるものとし、個人番号カードの携行・提示を要求しない（ピン番号・パスワードの入力を省略できる） <input checked="" type="checkbox"/> あるいは上記を補完する手段としてカジノ事業者が発行する写真付きロイヤルティカードともリンクさせ、顧客の利便性と本人確認を補強する <input checked="" type="checkbox"/> JPKIが搭載されている他の危機等（スマホ等）が将来別法律にて個人番号カードに代替しうるものとして認められる場合、この使用が可能となる規則の在り方にすること
125	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場禁止対象者の排除	第71条記載の入場禁止対象者を発見するための措置は、対象者事に異なり、事業者がこれを確実に捕捉できる情報を保持している場合には実効性のある措置がとれるが第41条第二項二号イ（8）号に掲げる者（暴力団構成員）に関する原情報は本来公安警察当局が保持している情報で民間事業者として正確なデータベースを保持し、これを常時アップデートすることは難しい。民間レベルでの照会が可能は仕組みはあるがもとより正確性に欠ける。整備法は公安警察当局による協力連携の可能性を規定していないが、カジノ管理委員会経由、本来何等かの協力・連携・情報共有・情報省要の枠組みを構築すべきではないのか。 * 法規定の実効性を上げるためにも、情報照会に関する協力・連携の在り方を規則に明記していただきたい。 * 入場回数規制は全数チェックがなされ、全ての顧客情報は自動的にカジノ管理委員会が捕捉するため、公安警察当局が保持するデータとリアルタイムで暴力団チェックができる仕組みを構築されること。現状難しい場合には、なぜか、かつ代替できる手段があらうかに関しても明確にいただきたい。

NO.	カテゴリー	タイトル	内 容
126	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	会員情報について
127	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	会員情報について
128	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場管理システム
129	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場料未納者の確認方法について
130	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	厳格な入場等規制
131	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	警察庁と反社会的勢力の排除と協力
132	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場規制
133	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場規制
134	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場規制
135	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場規制
136	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場規制
137	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場規制
138	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場規制・入場者の識別方法関係
139	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	厳格な本人確認、入退場時の本人確認等
140	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	厳格な本人確認、入退場時の本人確認等
141	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	厳格な本人確認、入退場時の本人確認等
142	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	厳格な本人確認、入退場時の本人確認等
143	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入退場時の本人確認
144	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場禁止対象者の利用防止のための措置

NO.	カテゴリー	タイトル	内 容
145	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	入場禁止対象者の利用防止のための措置
146	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	秩序維持
147	6	入場規制・入場者の識別方法関係・秩序維持関係	秩序維持
148	7	入場料の賦課 等	入場料の支払い方法について
149	7	入場料の賦課 等	入場料の支払い方法について
150	7	入場料の賦課 等	入場料の賦課 等
151	8	依存防止関係	カジノ行為に対する依存の防止のための措置
152	8	依存防止関係	入場禁止対象者等の利用禁止等の表示
153	8	依存防止関係	利用制限措置等
154	8	依存防止関係	依存防止関係
155	9	犯罪収益移転防止・チップ関係	AML
156	9	犯罪収益移転防止・チップ関係	AML
157	9	犯罪収益移転防止・チップ関係	AML
158	9	犯罪収益移転防止・チップ関係	AML
159	9	犯罪収益移転防止・チップ関係	AML
160	9	犯罪収益移転防止・チップ関係	チップの譲渡等の防止のための措置
161	9	犯罪収益移転防止・チップ関係	チップ持ち出しの防止措置
162	9	犯罪収益移転防止・チップ関係	チップの譲渡等の防止のための措置
163	9	犯罪収益移転防止・チップ関係	チップ持ち出しの防止措置
164	9	犯罪収益移転防止・チップ関係	チップ持ち出し規制
165	9	犯罪収益移転防止・チップ関係	チップ譲渡等の防止、チップの譲渡等の防止のための措置
166	9	犯罪収益移転防止・チップ関係	チップの譲渡等の防止のための措置
167	9	犯罪収益移転防止・チップ関係	チップの譲渡等の防止のための措置
168	9	犯罪収益移転防止・チップ関係	犯罪収益移転防止規程
169	9	犯罪収益移転防止・チップ関係	日本国居住者が利用可能なキャッシュレス決済

NO.	カテゴリー	タイトル	内 容
170	9	犯罪収益移転防止・チップ関係	カジノ管理委員会規則で定める支払手段
171	9	犯罪収益移転防止・チップ関係	クレジットカードの利用規制
172	10	特定金融業務関係	特定金融業務全般
173	10	特定金融業務関係	特定金融業務全般
174	10	特定金融業務関係	特定金融業務全般
175	10	特定金融業務関係	特定資金貸付業務
176	10	特定金融業務関係	特定資金貸付業務
177	10	特定金融業務関係	特定資金貸付業務
178	10	特定金融業務関係	特定資金貸付業務
179	10	特定金融業務関係	特定資金貸付業務
180	10	特定金融業務関係	特定資金貸付業務
181	10	特定金融業務関係	特定資金貸付業務
182	10	特定金融業務関係	特定資金移動業務
183	10	特定金融業務関係	特定資金移動業務
184	10	特定金融業務関係	特定資金貸付業務
185	10	特定金融業務関係	特定資金移動業務
186	10	特定金融業務関係	特定資金受入業務
187	11	カジノ事業者による契約・委託関係	契約の許可
188	11	カジノ事業者による契約・委託関係	契約の許可
189	11	カジノ事業者による契約・委託関係	契約の許可
190	11	カジノ事業者による契約・委託関係	契約の許可
191	11	カジノ事業者による契約・委託関係	契約の認可
192	11	カジノ事業者による契約・委託関係	契約の認可
193	11	カジノ事業者による契約・委託関係	契約の認可
194	11	カジノ事業者による契約・委託関係	契約の認可
195	11	カジノ事業者による契約・委託関係	契約の認可
196	11	カジノ事業者による契約・委託関係	契約の認可
197	11	カジノ事業者による契約・委託関係	契約の認可
198	11	カジノ事業者による契約・委託関係	社会的信用関係

NO.	カテゴリー	タイトル	内 容
199	11	カジノ事業者による契約・委託関係	社会的信用関係 事業者は契約行為に際し、契約相手の一定のバックグラウンド調査・確認を行います。第94条第1項が規定する適合基準の確認は範囲が広く、実務上、確認が困難と考えています。例えば、契約相手の法人の全ての役員や使用人が社会的信用を有するものであるかを確認することは不可能であり、そもそも社会的信用を有する者の規定も不明確です。事業者が締結する契約はかなりの数になることも想定されることから、実態に即した制度設計が必要と考えます。また社会的信用とは極めて主観的な考えで客観的な考えともいえませんが、大まかな判断基準なり考え方をカジノ管理委員会に開示すべきです。企業ならば上場していれば一定の社会的信用はあり、組織としても個人としても犯罪歴・違法行為等がなければ信用はあると判断することが社会的通念でしょう。個人とてきちんとした組織に在籍し、犯罪歴もなく、税金をきちんと納めていけば基本的には問題なく、社会的信用はあると判断すべきと考えます。
200	11	カジノ事業者による契約・委託関係	他の者へ委託が可能なカジノ業務 (契約の認可) 第95条、(カジノ事業者が行う業務の委託) 第93条 3項 カジノ業務のうち、他の者への委託が可能な「カジノ事業の健全な運営に及ぼす影響が少ない業務」について、具体的に示して下さい。カジノ事業者が行う業務は多岐にわたる(清掃、制服等のクリーニング、警備、設備の保守点検など)ので、カジノ行為区画内関連業務(飲食物の提供、興行など)との区別を含め、明示願います。
201	11	カジノ事業者による契約・委託関係	契約・委託関係/契約の認可 IR整備法95条1項各号に基づきカジノ管理委員会の認可を受けることを要する契約に関し、IR事業者が行う各種業務の中で「カジノ業務に係る」「カジノ行為区画内関連業務に係る」と「カジノに関する業務」に明確に限定されているのは1号のみで、2号以下もカジノに関する業務に限定されるか、それともIR事業者が行うその他の業務に関連する契約(Ex.ホテル運営を第三者に委託)についても適用されるかが不明確(むしろ除外規定からは後者と読める)と考えます。95条は「カジノ事業者は」との文言になっていますが、IR整備法上の「カジノ事業者」の定義は、区域整備計画の認定を受けた設置運営事業者でカジノ免許を行うものとするため、文言上は後者の解釈も成り立つと考えますが、カジノ管理委員会の認可を必要とする趣旨に照らすと、2号以下についてもカジノに関する業務に限定されるとの内容をカジノ管理委員会規則や解釈運用基準などで明確にお示し願います。
202	11	カジノ事業者による契約・委託関係	契約の締結の制限 第94条第1項ホにおいて、『カジノ行為粗収益』ベースの報酬を約す契約は禁止されているが、IR全体の事業収入もしくは、EBITDAや営業利益などの利益基準をベースに報酬を算定することは同様に規制の対象となると考えるべきか明確にすべきです。カジノ事業とカジノ事業外は区分経理され、収益認識は別経理で行われます。その場合、カジノ外行為となるIR事業における業務は委託契約からブランド契約まで、契約形態は多岐に渡ります。ホテル等、ホスピタリティー業界では収益連動型の契約は一般的な商慣習となっている以上、区分経理を前提にした場合、カジノ行為粗収益に直接リンクしない収益や利益連動契約については当然規制の対象外で、認められると考えています。
203	11	カジノ事業者による契約・委託関係	契約の締結の制限 IR整備法第94条第1項が規定するカジノ事業者以外の者でなければすることが困難なものについて想定される事例をご教示下さい。
204	11	カジノ事業者による契約・委託関係	資金調達 カジノ事業者が行う業務に係る資金調達に係る契約については、カジノ管理委員会の認可を受けなければならないと規定されています。カジノ事業以外の事業に係る資金調達の場合同様、この条項は適用されることになるのでしょうか。 カジノ事業免許取得には相当の時間がかかると想定されており、免許取得前に資金調達契約を締結せざるを得ない事情が生じることが想定されています。融資契約を先行せざるを得ない場合、カジノ免許取得前でも、融資契約案を委員会に提示し、事前認可あるいは仮認可を取得するなどの実務的処理は可能か否か(契約認証をしていない契約をしていとして後刻カジノ管理委員会より条件を附されること等がありえる場合、融資契約そのものが実現しません)。カジノ管理委員会にカジノ事業免許を即刻出せない事情がある以上、免許取得前に締結せざるを得ない契約の認証の在り方につき、考え方、実務手法、処理方法、判断基準等を明確化すべきです。 尚、IR施設に係る工事請負契約等施設関連・システム関連等も同様に、カジノ免許取得前に締結せざるを得ない契約種になります。
205	12	広告・勧誘・コンプ関係	VIP顧客規制の有無 IR整備法にVIP—高額賭け金顧客—に関する特有の定義や規制は見受けられません(一定金額以上のクレジット付与等に関する規制は存在しますが)。VIPを規制上、個別に定義し、これらVIP顧客に係るゲーミング及び誘客(マーケティング)に関して、何かしらの特別の規制を設ける意思があるのか否か、どちらでしょうか。
206	12	広告・勧誘・コンプ関係	広告及び勧誘の規制 (カジノに言及しない) IRに関する広告活動で、何らかの規制が設けられるのでしょうか? 観光及び地域経済の振興に寄与する観点から、国際標準的な運用、高い自由度が望まれます。
207	12	広告・勧誘・コンプ関係	広告及び勧誘の規制 広告掲載について、客観的事実であることを証明することができない表示・説明というのは、具体的にどのレベルの表現まで言えるのでしょうか。他の公営競技など、いかなるデータを根拠としても必勝法等の情報提供は掲載されないなどありますが、この文面だとイメージ広告もかなり表現の規制があるのではと考えられます。そのあたりをわかりやすく提示・説明すべきです。広告勧誘関連を規制の対象にする場合には、明確なガイドラインなり、行動規範をカジノ管理委員会が開示すべきです。
208	12	広告・勧誘・コンプ関係	広告及び勧誘の規制 カジノ事業やカジノ施設に関する屋外広告物の表示は、国際線ターミナル施設等の政令で定められた地域を除く場所では禁止されるが、国際線ターミナル等とはどこまで含まれるのでしょうか。(空港以外は外国クルーズ船港湾施設のみでしょうか) 国際空港に隣接した鉄道、バス乗り場は掲載可能でしょうか。どこまで国際線ターミナル施設等の敷地内と認めるかで掲載範囲が変わります。
209	12	広告・勧誘・コンプ関係	広告及び勧誘の規制 カジノ事業やカジノ施設に関する屋外広告物の表示について、統合型リゾート施設なので、さまざまな機能があります。いわゆるカジノ施設ではない、施設内の国際会議場やショッピング施設などの広告も、統合型施設内と認定されて定められた地域しか掲載できないのでしょうか。
210	12	広告・勧誘・コンプ関係	広告及び勧誘の規制 通常の屋外広告だと、東京都など自治体の条例に準ずることになりますが、国策のIRの屋外広告の場合、どこが管理することになりますか。あるいはこれはダブルの規制に服することになるのでしょうか。
211	12	広告・勧誘・コンプ関係	広告及び勧誘の規制 競馬、競艇、競輪やオートレースといった公営ギャンブルにおいては、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」、及び都道府県が策定する「ギャンブル等依存症対策推進計画」に従うとともに、現在、業界としての自主的な「広告指針」の策定が進められている状況と理解しています。カジノについては、射幸心をあおる内容としないという共通の目的の下、公営ギャンブルと同等の規制とすることが妥当と考えます。IR整備法第106条第9項に定める「広告勧誘指針」が示される場合、また仮にカジノ事業者に対して特段の対策、対応を求める場合には、予め事業者を確認し、現実的に運用可能なものとされるよう配慮願います。
212	12	広告・勧誘・コンプ関係	広告及び勧誘の規制 法第106条(広告及び勧誘の規制)第2号において規定されている「広告物」に関して、条文でも記載ある通り、あくまで「カジノ事業又はカジノ施設」に関しての広告の規制であり、カジノ事業やカジノ施設に触れない内容のIR施設全体の広告物に関しては、規制対象外という理解でよろしいでしょうか。
213	12	広告・勧誘・コンプ関係	広告及び勧誘の規制 (カジノに言及しない) IRに関する旅行商品の販売活動で、何らかの規制が設けられるのでしょうか。観光及び地域経済の振興に寄与する観点から、国際標準的な運用、高い自由度が望まれます。
214	12	広告・勧誘・コンプ関係	広告及び勧誘の規制 設置運営事業者によるIR区域外(国内外)におけるカジノ顧客の勧誘(支店の設置など)について、何らかの規制が設けられるのでしょうか。観光及び地域経済の振興に寄与する観点から、国際標準的な運用、高い自由度が望まれます。
215	12	広告・勧誘・コンプ関係	広告及び勧誘の規制 設置運営事業者による第三者の代理人への委託(与信・回収行為は伴わない)によるカジノ顧客の勧誘について、何らかの規制が設けられるのでしょうか。観光及び地域経済の振興に寄与する観点から、国際標準的な運用、高い自由度が望まれます。
216	12	広告・勧誘・コンプ関係	広告及び勧誘の規制 ピラ等の頒布、カジノ事業又はカジノ施設に関する勧誘は二十歳未満の者に対して行ってはならないものですが、二十歳未満であることの確認はどのように行われる想定でしょうか。例えばピラの頒布において、カジノ事業者が予めすべての者の年齢を確認することは非現実的であると考えます。
217	12	広告・勧誘・コンプ関係	広告及び勧誘の規制 電子メールやテキストメッセージ等の電子公告媒体が許容されるのかを明確にすべきです。
218	12	広告・勧誘・コンプ関係	カジノ行為関連品類(コンプ)の規制 コンプ、ロイヤリティプログラムの顧客還元サービスの種類、量的制限などについて、(税制議論は別として)その内容につきカジノ管理委員会として何らかの規制が設けられるのでしょうか。規制を設けるとすれば、如何なる内容・範囲となるでしょうか。観光及び地域経済の振興に寄与する観点から、国際標準的な運用、高い自由度が望まれます。
219	12	広告・勧誘・コンプ関係	カジノ行為関連品類(コンプ)の規制 「カジノ行為景品類は善良な風俗を害するおそれのあるものとしてカジノ管理委員会規則で定める基準に該当しないもの」の旨の記載がありますが、カジノ行為景品類の内容・経済的価値・提供方法は民間の創意工夫によるものであり、カジノ管理委員会規則で過度に規制すると創意工夫の発現を阻害することになり、さらには近隣諸国の類似施設との競争力を喪失する恐れがあるので、基準作成にはかかる観点からの民間事業者に対する配慮も必要と考えます。
220	12	広告・勧誘・コンプ関係	カジノ行為関連品類(コンプ)の規制 カジノ事業者以外の事業者がカジノ行為景品類を提供する場合の内容・経済的価値・提供方法の適切な把握及び適正な提供の確保のための措置ですが、カジノ事業者によるカジノ行為景品類提供者に対する過度な監督に結び付かないよう、諸外国等の事例や実務上の負担を踏まえた規則の制定をすべきと考えます。
221	12	広告・勧誘・コンプ関係	カジノ行為関連品類(コンプ)の規制 カジノにて獲得したコンプを当該IR施設内だけでなくその周辺地域において利用・共有する可能性について、可否・条件等も含めて見解を開示願います。
222	12	広告・勧誘・コンプ関係	カジノ行為関連品類(コンプ)の規制 コンプ規制について、記録保存や報告が義務付けられる場合、最長何年までの記録保存が求められるのでしょうか。また保管の方法については細かい指示が出るのでしょうか。 行政文書では調査研究報告許可等を得るための資料は3年、国有財産台帳、決済簿は30年といういろいろあります。 また保存の方法は電子データで構わないのでしょうか。
223	12	広告・勧誘・コンプ関係	カジノ行為関連品類(コンプ)の規制 カジノ行為関連品類の記録作成及び保存が必要な対象は、一定の閾値が設定され、それ以上の経済的価値を有する場合に限定されるべきと考えます。カジノ事業者が提供する物品や役務はその種類、また経済的価値が多岐にわたるため、そのすべてを記録の対象とするのは適切ではないものと考えます(他産業におけるマイレージ等一定の少額のものは一切、規制の対象になっておらず、カジノにおいても一般顧客に対する低額な景品類等の提供を個別に記録対象とすること等は不要でしょう)。
224	12	広告・勧誘・コンプ関係	カジノ行為関連品類(コンプ)の規制 カジノ行為関連品類として認められないものの明確な内容、あるいは認めない、認めるとする判断基準があるか否か、お示し下さい。ある場合、それは規則として明確化されるのか否か、お示し下さい。

NO.	カテゴリー	タイトル	内 容	
225	12	広告・勧誘・コンプ関係	カジノ行為関連景品類 (コンプ) の規制	法第108条 (カジノ行為関連景品類の規制) において規定されている、「カジノ行為関連景品類」として認められる範囲はどのようなものか。事業者から顧客に提供するサービスとして、ローリングコミッション、リベート、ホテルや飲食等のサービス及び役務、ポイント、クーポン等を想定しておりますが、それぞれどのような会計処理になるのでしょうか。またカジノ管理委員会は会計規則や準則策定にどのように関与するのでしょうか。もし、関与しないと、会計規則が結果的にカジノ管理委員会の規制に抵触する場合、どのような措置をとられるのでしょうか。海外カジノとの国際競争の中で、ある程度柔軟な制度的枠組みにしない限り、カジノ事業として生き残れないと考えております。
226	12	広告・勧誘・コンプ関係	カジノ行為関連景品類 (コンプ) の規制	記録の作成及び保存を求められるカジノ行為関連景品類については、いかなる経済的価値の景品類 (極めて微小な価値のものを含む) をも対象とするのは非現実的であり、カジノ事業者にとっての過度な負担となる上、結果として顧客に対するサービスの低下につながるものと懸念します。一定の金額以上等とすべきで社会通念上他の産業で見られる景品類に関しては過度の規制をすることは問題と考えます。
227	12	広告・勧誘・コンプ関係	カジノ行為関連景品類 (コンプ) の規制	遅滞なく届け出なければならないとあるが、届け出までの期間をご教示下さい。届け出の方法、期間、頻度によっては事業者負担が重くなることから、運用に影響しない範囲での規定とすべきです。
228	13	カジノ事業者の従業者規制等関係	特定カジノ業務の種別の変更	カジノ管理委員会による審査にかかる時間により施設運営に影響があるものと思われるので、審査についてはどのような基準、手順となるかについて概要だけでも示すべきと考えます。
229	13	カジノ事業者の従業者規制等関係	カジノ事業者の従業者規制概要	カジノ業務に従事させる従業員については、カジノ管理委員会の確認を受けることが必要と規定されていますが、確認の定義及びその手順・判断基準等について予め開示願ひ、実務的に機能する規制となるよう事業者の意見を取り入れたものとすべきと考えます。業務に特定の技能や資格を必要としない職種も一定数存在することを考慮いただくこと、また、確認の取得プロセスについては一定期間分をまとめて手続きが可能とするなど、合理的な仕組みとなるよう考慮すべきです。
230	13	カジノ事業者の従業者規制等関係	カジノ事業者の従業者の更新手続	カジノ管理委員会の確認を受けてカジノ業務に従事する雇用者について、有効期間3年の満了に当たって継続雇用の確認を受ける場合には、特定カジノ従業者の対象人数が非常に多く、手続きに時間を要すると思われることに鑑み、申請を受け付ける期間に相当の余裕をもった設定とすべき実務的要請があります。また、当該雇用者に特段の問題がない限りにおいて、確認の更新手続きは可能な限り簡素化されるべきと考えます。
231	13	カジノ事業者の従業者規制等関係	カジノ事業者の従業者の確認書類	カジノ業務に従事する従業者の確認書類に関し、書類によっては、申請対象者やカジノ事業者が用意のために時間を要するものや制約があるものがあるため、申請対象者の誓約書面をベースに、申請対象者もしくはカジノ事業者が支障なく入手可能な資料とする配慮が必要と考えます。
232	13	カジノ事業者の従業者規制等関係	カジノ業務の種別の変更による申請、承認	部署の異動や様々な業務に従業員に経験してもらうことにより、従業員の業務スキル・モチベーションの向上、ひいては、カジノ事業を適正に遂行するための組織力の強化につながると考えています。従ひ、特定カジノ業務従事者の従事する特定カジノ業務の種別の変更に関し、承認ではなく報告義務とするか、承認の対象になる場合でも迅速な承認手続きが可能となる点も踏まえた提出資料とすべきと考えます。
233	13	カジノ事業者の従業者規制等関係	カジノ業務の種別の変更による申請、承認	カジノ事業内の人事異動や配置転換に対して、その都度に申請や承認が必要な点については、事業者の施設運営に支障が出る可能性があります。例えば、事故や病気など何らかの事由で、ディーラー職が大幅に不足した場合に他部署からのサポートなどの対応が取れずに運営に支障が出るなどが想定されます。やむを得ない事情がある内部移動の場合、承認ではなく、事後報告に留めるとか、一端承認を得た職員の内部的な人事異動や配置転換についても、報告のみに留める等手順や要求の基準を簡素化すべきではないのかと考えます。
234	13	カジノ事業者の従業者規制等関係	外国人の採用	カジノ従業員として外国人の採用も否定されるものではないということを確認させて頂きたい。
235	14	カジノ 関連機器等の定義と技術基準・技術規格	カジノ 関連機器等の定義	カジノ行為に関わる電子データをBCPの観点より、当該カジノ行為施設から遠方のデータセンターで管理した場合、そのデータ保存をしている装置はカジノ関連機器とみなされ、当該装置を設置している区域はカジノ行為区画とみなされることになるのか、見解をお示し下さい (この場所でカジノ行為がなされているわけではないため、カジノ行為区画とするのは非現実的と思うも確認を求めます。一方機器やシステムは別地点であっても認証の対象ということでしょうか)。
236	14	カジノ 関連機器等の定義と技術基準・技術規格	カジノ 関連機器等の定義	カジノ関連機器の定義について考え方・内容・概要を開示願ひます。(例: カジノ関連機器とは、カジノの売上に関わる機器ならびにゲームの勝敗に関わる機器等)
237	14	カジノ 関連機器等の定義と技術基準・技術規格	カジノ 関連機器等の定義	「カジノ関連機器等」とは、専らカジノ行為業務において使用されるように設計された機器等であって、カジノ行為の結果、当該結果に基づく金銭の支払若しくはカジノ行為業務に関する会計事務又はこれらを監視する業務に関連するものとしてその種別、用途及び機能をカジノ管理委員会規則で定めるとされていますが、種別、用途及び機能をカジノ管理委員会規則で定めるにあたっては、海外カジノと同等、もしくは、国際標準のゲーム種類、ルールなどの導入を前提とした規則の策定にあたるよう願ひます。日本のIRにおいて導入するカジノ関連機器の種類、機能、払出率等が国際標準から大幅に乖離する場合、利用者の来訪意欲が損なわれることにつながりかねません。
238	14	カジノ 関連機器等の定義と技術基準・技術規格	カジノ 関連機器等の規制全体像 カジノ 関連機器等の定義と技術基準・技術規格	カジノ関連機器等の定義と技術基準・技術規格について、国内産業の競争力強化の観点から、一定の社会的公正性や不正排除の基準を満たしていただければ、新しい技術やサービスの提供の挑戦が可能となる認可の在り方を旨とすることが求められます。「社会通念上」だけを基準とした場合、産業における革新的な技術やサービスの導入が生まれにくい環境となる恐れがあります。
239	14	カジノ 関連機器等の定義と技術基準・技術規格	電磁的カジノ関連機器等の型式検定制度	ゲームの提供は事業者の収益の中核をなす最も重要な行為であり、そこで提供される機器の形式検定の在り方は国内産業の国際競争力に直結します。そのため型式検定にあたっては、速やかに検定の実施とその合否結果の通達が行われることは勿論のこと、検定に不合格の場合には、その不合格理由の開示が速やかに事業者に対して行われることが求められます。
240	14	カジノ 関連機器等の定義と技術基準・技術規格	型式検定取消しについて	検定合格した型式が第153条第2項により検定取り消しとなる主な要因とはどういったものが考えられますでしょうか。
241	14	カジノ 関連機器等の定義と技術基準・技術規格	電磁的カジノ関連機器等の型式検定の有効期間	電磁的カジノ関連機器等は、国内の類似の遊技機と比較して耐用年数が長く、導入する事業者や製造業者も厳格な免許交付過程を経てきております。また、その保守や管理に関しても業務の適正な遂行の確保のための措置が求められるなど、厳格に管理されるものと理解しています。そのため、型式検定についてはそれら導入及び管理体制も勘案し、事業者の過度の負担とならぬよう、適正な型式検定の有効期限が定められる必要があると考えております。
242	14	カジノ 関連機器等の定義と技術基準・技術規格	型式検定有効期間について	第152条における型式検定の有効期間はどのように定められるのでしょうか。
243	14	カジノ 関連機器等の定義と技術基準・技術規格	技術基準について	第41条・第74条・第154条で謳われています「技術基準」はどのように定められますでしょうか。海外におけるカジノ関連機器に対する基準に準拠するのでしょうか。
244	14	カジノ 関連機器等の定義と技術基準・技術規格	監視記録映像保存について	カジノ施設及びその周辺に対する監視記録映像の保存期間等に関する規定は別途定められますでしょうか。
245	14	カジノ 関連機器等の定義と技術基準・技術規格	カジノ 関連機器製造業者等への許可等	1度許可を取得したカジノ関連機器に関し、2回目 (更新時) の調査内容・深度について初回同様もしくは軽減される可能性があるのか否か、どちらでしょうか。また判断基準の在り方をお示し下さい。
246	14	カジノ 関連機器等の定義と技術基準・技術規格	指定試験機関制度	ソフトウェアのアップデートが生じ、至急システム・製品等へ適用させる必要がある場合を想定した時など、指定試験機関におけるリリースまでに要する日数等が指定される可能性についてどう考えるか見解を開示してください。本件は瑕疵担保責任について、概要を示していただけるとシステム開発ビジネスの参入検討になると考えております。
247	14	カジノ 関連機器等の定義と技術基準・技術規格	ゲーム機ベンダーの情報	カジノ管理委員会により認定されるゲーム機ベンダーに関する詳細情報は、どのようなタイミングで入手できるか明確にして頂きたいです。オペレーターが調達するゲーム機は多岐にわたるため、認定される手順、タイミング、情報公開の在り方等を明確にしてください。
248	14	カジノ 関連機器等の定義と技術基準・技術規格	カジノ 関連機器の変更と軽微な変更	第74条第2項における「カジノ関連機器等の変更」と「軽微な変更」の具体的な内容はどのように定められるのでしょうか。例えば電磁的カジノ関連機器等に対する部品交換を伴う修理は軽微な変更として記録・保存のみとするなどの運用を考えるべきと考えますが如何でしょうか。
249	14	カジノ 関連機器等の定義と技術基準・技術規格	電磁的カジノ関連機器の廃棄	電磁的カジノ関連機器の廃棄に関する規定は別途定められますでしょうか。不正防止・機密性保持の観点からも一定の廃棄ルートや届け出といった規定が盛り込まれるものと考えております。
250	14	カジノ 関連機器等の定義と技術基準・技術規格	サベランスの記録保持期間	サベランスに関する記録保持期間を明確にしてください。
251	15	カジノ行為粗収益 (GGR) 関係	納入金の申告書	納入金の申告書に関しては、諸外国の事例を参考にしながら、毎月申告書の提出・納付を行うという実務的負担を考慮したものとすべきと考えます。
252	15	カジノ行為粗収益 (GGR) 関係	コミッション等の取り扱い	法第192条 (国庫納付金の納付等) 及び193条 (認定都道府県等納付金の納付等) において規定されている、「カジノ行為粗収益」の計算方法に関し、諸外国のカジノで運用されている「ローリングゲーム」に関しての「コミッション」の取扱いはどのようなものか。顧客がローリングゲームを行った結果、得喪に関わらず一定率のチップを交付した場合には、法第192条第一号口に規定されている、「当該カジノ事業者が当該各月に顧客に対して交付等をしたチップの価額」に含めてよいものと考えております。
253	15	カジノ行為粗収益 (GGR) 関係	リベート等の取り扱い	「カジノ行為粗収益」の計算に際して、顧客へのリベートや債権の未回収金額は控除できるようにすべき。
254	15	カジノ行為粗収益 (GGR) 関係	カジノ行為関連景品類の取り扱い	(IR整備法第67条2項) カジノ行為粗収益では、コンプ (カジノ行為関連景品類の費用) の金額は控除する扱いとなるのか。事業性の判断、納付金の算定・見込みに直結するため確認を要します。長期的な安定経営に資する方向での検討を期待します。
255	15	カジノ行為粗収益 (GGR) 関係	カジノ管理委員会が行うカジノ施設に関する秩序の維持及び安全の確保を図るための必要かつ合理的な施策に要する費用	「カジノ管理委員会が行うカジノ施設に関する秩序の維持及び安全の確保を図るための必要かつ合理的な施策に要する費用のうち当該カジノ事業者に負担させることが相当なものの額としてカジノ管理委員会が定める額」ですが、費目・費用の内容、範囲の判断基準を予め定め、公表するとともに、前年度活動より概算を定め開示すべきです。かつ過度な負担とならないように、また透明性の高い、恣意性のない手順を考慮すべきです。日本はカジノ税や法人税等の税負担が諸外国IRよりも重く、過度な負担となった場合、事業への投資が減少し、国際競争力が低下することになります。また、複数事業者が分担する場合、その分担に関する計算方法を明らかにすべきです。均等分割では不公平で、売り上げ比例とすることが公平性を担保することに繋がります。

NO.		カテゴリー	タイトル	内 容
256	15	カジノ行為粗収益（GGR）関係	カジノ管理委員会が行うカジノ施設に関する秩序の維持及び安全の確保を図るための必要かつ合理的な施策に要する費用	カジノ管理委員会の運営費用の負担額について、毎年度の増減可能性、負担額の水準感、地域割りの考え方（負担割合等）の概要をお示しいただきたい。
257	16	免許付与及び付与後の手続関係	軽微な不備	軽微な事実の記載ミスや誤記等が原因で免許交付が問題になる場合には、この内容を事業者に通告し、是正のための修復期間を設ける、あるいは条件付で免許を交付し、是正を促す等の手順を考慮すべきと考えます。
258	16	免許付与及び付与後の手続関係	カジノ免許のタイムライン	カジノ免許を受けた後、カジノ施設の工事が完成したときに、施設及びカジノ関連機器等の検査を申請すると規定されています。検査や審査に膨大な時間がかかると開業時期に影響することから、電磁的カジノ関連機器等の申請等、審査と検査は並行的に行うべきと考えます。かかる審査や検査の期間や手順に係るガイドラインを策定すべきと考えます。
259	16	免許付与及び付与後の手続関係	認可主要株主	現状規定では、認可主要株主と外資カジノオペレーターが、他の管轄国等において免許取消・更新不可などの処分を受けた場合、認可主要株主の欠格事由となり、日本のカジノ事業に5年間参入できなくなります。この場合、事業者株主間でも問題になるが、主要株主欠格事由が即刻、事業者自体の免許取り消しとならないよう、残りの株主による修復を可能にするため、時間と猶予を付与し、事業継続可能性を事業者に検討させるべきと考えます。 主要株主が欠格となった場合、事業者に対するカジノ免許が即刻クロスデフォルトとなり失格になるとは限りませんが、状況次第では都道府県等との協定、区域整備計画認定、融資契約上、デフォルト失格に繋がりはることは事実でもあり、これらを踏まえて国の規制機関は、修復の可能性を民間事業者に追求させることが適切と考え、これが可能となる規制の枠組みを前提にすべきと考えます。
260	16	免許付与及び付与後の手続関係	免許の更新	免許の更新についても、大きな制度上の違法行為等が無い場合には、継続を前提に実質的に免許更新が認められることになる等の一定の基準の定めがあることが投資家にコンフォートを与えることに繋がり、適切と考えます。3年以上の免許継続の見込みが立たなければ、戦略的な投資計画などの立案は困難となります。
261	16	免許付与及び付与後の手続関係	変更事項	第48条に規定する変更事項は、承認対象事項が広く、実務上支障が出る可能性があります。例えば、カジノ施設の設備や管理方法等においては、カジノ運営上、迅速な変更対応が必要な場合も想定されます。事業に重大な影響を及ぼさない軽微変更や迅速な対応を必要とする事項については、承認事項から除外する、ないしは事後報告のみの対象にするなど臨機応変、柔軟な制度的枠組みとすべきです。
262	16	免許付与及び付与後の手続関係	カジノ計画の変更	カジノ計画の変更が必要になった場合には、タイムリーな承認と柔軟な承認が必要です。特にコロナCOVID-19の様な事象が生じた場合、安全な環境で運営するために、カジノ事業者は医療専門家や国と地方自治体の指示に従い運営することになるからです。
263	16	免許付与及び付与後の手続関係	カジノ免許のタイムライン	カジノ事業者のカジノ免許審査、その後のカジノ管理委員会によるカジノ施設の完成検査のプロセス・時間軸についてご教示ください。
264	16	免許付与及び付与後の手続関係	カジノ免許審査の瑕疵	カジノ事業者のカジノ免許審査の過程で瑕疵が発見された場合、どのようなプロセスを経て対処するのか（問題の是正・修復・治癒が可能と判断される場合、通告の上、一定期間内に修復を図るという手順になるのか。修復できにくい瑕疵と判断された場合、カジノ管理委員会は如何なる措置を如何なる手順でとるのか。後者の場合、長い審査期間の最後に明らかになることは想定できにくい。致命的な瑕疵が、時系列を経た後で明らかになるとインパクトが大きくなりすぎる。これを避けるための手順等を考えるべきではないのか）
265	16	免許付与及び付与後の手続関係	設置運営事業者のSPC (IR SPC)	IR事業者の廉潔性確保のため、「カジノ事業に係るIR整備法の株主等に関する規制を踏まえた定款」に含まれるべき定めを明確化を要望します。 定款記載事項はIR事業を行うSPCの運営に影響を及ぼすため、内容が事前に出来るだけ明らかになっていない方が望ましいと考えます。
266	16	免許付与及び付与後の手続関係	カジノ施設利用約款関係	カジノ事業の免許申請時にはカジノ施設利用約款がカジノ管理委員会規則で定める基準に適合するものであることが求められているため（IR整備法第41条1項12号）、その基準については詳細を明確に規定して頂きたい。一方、カジノ施設利用約款の記載内容（IR整備法第54条1項）については、IR整備法で規定されている最低限の要件のみを記載すれば足り、もし仮に α で記載しなければならぬ事項をカジノ管理委員会規則で定めたとしても、カジノ事業者が検討している独自の措置や対策等にまで影響を及ぼさないようにすべきと考えます。なお、同項5号では「前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項」と規定されていますが、カジノ施設で定めるべき特有の事項については1号から4号に定めている事項で足り、5号で規定される事項はカジノ施設で定めるべき特有の事項ではなく、施設を利用する際に一般的に設けられるような施設運営に関わる事項（例えば、天災地変発生時の施設の利用停止、免責規定や施設に損害を与えた場合の責任規定など）になるとの理解です。
267	16	免許付与及び付与後の手続関係	カジノ施設利用約款関係	54条1項3号に特定金融業務に関する事項と記載があるが、何をどの程度記載しなければならないのか、個別具体的にお示し下さい。
268	16	免許付与及び付与後の手続関係	カジノ施設利用約款関係	カジノ施設利用約款は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当するとの認識であるため、カジノ管理委員会規則では民法第548条の3第1項で規定されている定型約款の内容表示義務以上の義務が課されることになるのか、あるいはこの規定に上乗せする規定を設けることが前提になるのかを明確にしたい。利用約款とは制度上最低限のものを踏まえつつ、事業者の判断・裁量によりその内容を付加するという考え方でよいでしょうか。
269	16	免許付与及び付与後の手続関係	カジノ施設利用約款関係	カジノ事業者は、顧客に対してカジノ施設利用約款に基づいてカジノ施設を利用させる義務が課されていますが、事業者が実務的に対応可能で運用に耐えうる利用約款となる必要があります。規制の枠組みにより事業者に過度の負担を強いることなく、合理的に機能する内容とすべきです。その基本は事業者の裁量と責任により内容を確定するものが利用約款となるべきで、制度上事業者に課される義務（例えば揭示義務、周知徹底義務等）は最低に留めるべきではないでしょうか。
270	17	都道府県等とカジノ管理委員会の関係	独自の規定	都道府県等が募集要項・協定書等において、カジノ行為に間接的にかかわる部分、カジノ周辺の行為等に関し、カジノ委員会の規定を凌駕する独自の規定を設けることは認められるか否か。かかる行為がありえた場合、あるいは都道府県等が提案した場合、国の機関として何等かの調整を図るなり、適切な措置を図る等の意図はあるか。
271	18	苦情処理関係	苦情処理の記録	カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に係る苦情の処理に関する記録作成と保存をカジノ管理委員会規則で定めるにあたり、記録作成が必要な事項の内容と基準、記録保管期間については、事業者が迅速に規則対応ができるように、報告内容については口頭での苦情や賭博で負けたことをもとにした苦情等を除く等一定の基準を設けていただき、事業者が報告するときは、簡易なフォーマットと手順とすることにより、業務に支障がないようにすべきと考えます。記録の保管期間についても、保存費用を抑制するために膨大な量とならぬ配慮が必要と判断します。
272	19	その他	区域認定期間	区域認定期間に関する問題（いわゆる10条問題）に対応するために、以下のいずれかを採用すべきだと考えます。 (1) 各自治体に区域認定期間の更新に関する評価を行う独立した専門家や学者から構成される団体を設置させて、更新の最終決定前にその団体の評価に基づいて求められる対応を設置運営事業者に検討させる機会を与える。 (2) 設置運営事業者に帰責性がないにもかかわらず更新が否決される場合には、施設を公正価値で自治体がい取り取るようにする。
273	19	その他	附帯事業の範囲	附帯事業の範囲を狭くしすぎないで欲しいです。例えばIRへの交通手段として設計しても、実際にはIR区域周辺の住民が活用することも考えられるためです。